

# 愛媛県個人情報保護条例の改正について

[16.12.24 改正]

(提言) 第2 ~ 第7

## 第2 個人情報の取扱原則

### 1 安全性の確保（第12条第2項関係）

実施機関が行う安全性確保の措置を義務規定とすることが適当である。

[改正]

- ・ 実施機関が行う安全性確保の措置を努力義務規定から義務規定に強化する。

努力義務規定（改正前）

「実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

義務規定（改正後）

「実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」

### 2 委託に伴う措置等（第14条第2項関係）

受託者等の安全性確保の措置を義務規定とすることが適当である。

[改正]

- ・ 受託者等の安全性確保の措置を努力義務規定から義務規定に強化する。

努力義務規定（改正前）

「実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

義務規定（改正後）

「実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」

### 第3 個人情報の開示等

#### 1 遺族の開示請求等

死者の個人情報であっても、遺族本人の個人情報と認められる場合には、実施機関における適正な取扱いを確認できるよう開示請求等を認めているが、一定の遺族から開示請求等ができることを条例上明記するかどうかについては、国の動向も踏まえながら、今後の検討課題として調査、研究を行う必要がある。

## 2 非開示情報（第17条第2項関係）

非開示情報については、行政機関法や本県情報公開条例の非開示情報との整合性について留意の上、非開示基準の明確化、類似事項の整理・統合等を行うことが適当である。

また、開示請求対象の個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる裁量的開示の規定を設けることが適当である。

[改正]

(1) 非開示基準の明確化、類似事項の整理・統合等を行う。

非開示情報	愛媛県個人情報保護条例 (第17条第2項)	行政機関法	愛媛県情報公開条例	改正内容
ア第三者情報	(第1号)			行政機関法との整合
イ評価等情報	(第2号)	-	-	削除し、第8号及び「生命、健康、財産等情報」に整理・統合 (改正後)第7号ウ,第2号
ウ法人等情報	(第3号)			行政機関法、情報公開条例との整合
エ法令秘情報	(第4号)	-		(現状維持)
オ公共安全情報	(第5号)			<u>警察の実施機関入りに伴う改正</u> 17.7.19改正(18.4.1施行)
カ国等関係情報	(第6号)	-		削除し、第7,8号に整理・統合 (改正後)第6,7号
キ審議検討情報	(第7号)			行政機関法との整合
ク事務事業情報	(第8号)			行政機関法との整合 (改正後)第7号
ケ未成年者情報	(第9号)	-	-	成年被後見人情報を追加 (改正後)第8号
生命、健康、 財産等情報	-		-	行政機関法との整合(新設) (改正後)第2号

(改正後)第17条第2項

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないものとする。

(1) 開示請求者(当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人。以下この項及び第25条第1項において同じ。)以外の者の個人情報が含まれる個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として当該開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示が必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該情報を除く。)

(2) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある個人情報

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる個人情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示が必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 法令等の規定により開示することができない個人情報及び地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務に関して、主務大臣等から個人情報の本人に開示してはならない旨の明示の指示がある個人情報

(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある個人情報

- (6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する個人情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査又は取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 評価、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた個人情報であって、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるもの

- (2) 開示請求対象の個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該個人情報を開示することができる裁量的開示の規定を設ける。

(改正後) 第 19 条

「実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。」

愛媛県個人情報保護条例の解釈及び運用基準

〔解釈及び運用〕

- 1 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、条例第 17 条第 2 項各号に規定されている非開示情報に該当すると判断される場合であっても、当該規定により保護する利益と開示することにより保護される個人の権利利益を比較衡量して、開示することの利益が優越し、特に開示する必要があると認められるときをいう。
- 2 非開示情報の規定の適用に当たっては、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することの必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では第 17 条第 2 項の規定が適用され非開示となる場合であっても、なお個人の権利利益を保護するため特段の必要性があると認められる場合には、開示することができることとするものである。
- 3 本条の規定は、実施機関による無制限の裁量を認めるものではなく、非開示情報の趣旨に反しても、なお個人の権利利益を保護するため特段の必要性があると認められる場合のみ開示することができるものであり、決して恣意的な裁量がなされるべきものではない。
- 4 第 17 条第 2 項第 4 号に規定する法令秘情報については、法令等によって開示が禁止されている情報であり、実施機関の裁量の余地のないものであることから、本条の対象とはならない。
- 5 本条に基づき開示しようとする個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合には、開示決定に先立ち、第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、当該第三者に対して意見を聴かなければならない。
- 6 本条に該当する個人情報の例としては、例えば次のようなものが考えられる。
  - (1) 学校でのいじめ事件における生徒からの相談記録について被害者の親から開示請求があった場合で、いじめた生徒の個人情報を開示する必要があると認められるとき（開示請求者以外の個人に関する情報）
  - (2) スーパーで販売している食品に対する苦情相談記録について相談者から開示請求があった場合で、社会的に問題となっている農薬を使用した生産者の情報が含まれており、開示することにより風評被害が発生するおそれがあるものの、相談者の特別な事情により開示する必要があると認められるとき（法人等に関する情報）

### 3 事案の移送

実施機関は、開示請求に係る個人情報~~が他の実施機関から提供されたものであるときなど~~、他の実施機関において開示決定等~~をすることにつき~~正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関~~に対し~~、事案を移送することができる~~とする規定を設けることが~~適当である。

[改正]

- ・ 開示請求に係る個人情報~~が他の実施機関から提供されたものであるときなど~~、他の実施機関において開示決定等~~をすることにつき~~正当な理由があるときは、当該実施機関と協議の上、事案を移送することができる~~とする規定を設ける~~。

(改正後) 第 24 条、第 35 条

(開示請求に係る事案の移送)

第 24 条 実施機関(議会にあっては、議長)は、開示請求に係る個人情報~~が他の実施機関から提供されたものであるとき~~、その他他の実施機関(議会にあっては、議長。以下この条において同じ。)において開示決定等~~をすることにつき~~正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関~~に対し~~、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者~~に対し~~、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等~~をしなければならない~~。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 21 条第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施~~をしなければならない~~。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力~~をしなければならない~~。

(訂正請求に係る事案の移送)

第 35 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報~~が第 24 条第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき~~、その他他の実施機関において訂正決定等~~をすることにつき~~正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関~~に対し~~、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者~~に対し~~、事案を移送した旨を書面により通知~~しなければならない~~。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等~~をしなければならない~~。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 32 条第 1 項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施~~をしなければならない~~。



#### 4 訂正請求期間（第 27 条関係）

訂正請求権を行使できる期間を規定することが適当である。

#### [改正]

- ・ 開示後、長期間経過して訂正請求がなされた場合には、開示時点と比べ内容が変更されたりする場合があります。法的安定性を損なうことも考えられるため、訂正請求権の行使については、開示を受けた日から 90 日以内とする。

（改正後）第 29 条第 3 項

「訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。」

## 5 利用停止請求権

個人情報の適正な取扱いに関する規範の実効性を担保するため、権利性のある利用停止請求権を創設し、現行の削除請求権及び是正の申出制度は廃止することが適当である。

### [改正]

- 個人情報の適正な取扱いに関する規範の実効性を担保するため、実施機関による不適正な取扱いに対して、個人情報の利用・提供の停止や消去を請求できる利用停止請求権を創設することとし、現行の削除請求権及び是正の申出制度は廃止する。

なお、利用停止請求権を行使できる者は、開示を受けた者とし、請求権の行使については、開示を受けた日から90日以内とする。

また、個人情報の利用停止を行うことにより、事務の停滞を招き、ひいては事務の目的達成に支障が生じるおそれがあることから、行政機関法と同様に、利用停止をするか否かは、個人情報の取扱いの実態のほか、利用停止をすることにより保護される本人の権利利益と、利用停止をすることにより損なわれる公共の利益との比較衡量を行った上で判断する規定を設ける。

### 利用停止請求の対象及び措置

対 象	措 置
収集の制限（第8条）に違反	利用停止又は消去
利用及び提供の制限（第9条）に違反〔目的外利用〕	（改正後）第36条第1項第1号
利用及び提供の制限（第9条）に違反〔目的外提供〕	提供停止
オンライン結合による提供の制限（第10条）に違反	（改正後）第36条第1項第2号
保有する必要がなくなった個人情報の消去等の義務（第12条）に違反	消去 （改正後）第36条第1項第3号

（改正後）第36条～第39条

#### （利用停止の請求）

第36条 第26条第1項又は第27条第3項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- （1）第8条の規定に違反して収集されたとき又は第9条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 9 条又は第 10 条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(3) 第 12 条第 3 項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の消去  
2 第 15 条第 2 項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第 37 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所

(2) 法定代理人が利用停止請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3) 利用停止請求をしようとする個人情報の開示を受けた日その他利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(4) 利用停止を求める内容及び理由

(5) その他実施機関が定める事項

2 第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、利用停止請求について準用する。

(個人情報の利用停止義務)

第 38 条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置等)

第 39 条 第 32 条から第 34 条までの規定は、利用停止請求があった場合について準用する。

- ・ 利用停止請求権は、開示請求権及び訂正請求権とともに、実施機関における個人情報の取扱いに本人が関与するものであるため、条例第 1 条の目的規定に利用停止を求める権利があることを明記する。

(目的)

第 1 条 この条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### 第4 他の制度との調整等（第43条関係）

法律の規定により行政機関法の開示・訂正等の規定の適用除外とされた個人情報については、条例においても、適用除外とする規定を設けることが適当である。

[改正]

- ・ 法律の規定により行政機関法の開示・訂正等の規定の適用除外とされた個人情報については、条例においても、適用除外とする規定を設ける。

（改正後）第45条

第45条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定の全部を適用しないこととされる個人情報
  - (2) 図書館、博物館、試験場その他これらに類する施設において、一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として保有されている個人情報
- 2 前項に掲げるもののほか、第2章第2節及び第3節の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないこととされる個人情報については、適用しない。

## 第5 罰 則

実施機関による個人情報の適正な取扱いの確保を図り、個人の権利利益の保護をより一層実効性あるものとして担保するとともに、県に対する県民からの信頼を確保するため、職員、職員であった者及び受託業務従事者、従事していた者（公の施設の管理を行う指定管理者の業務従事者、従事していた者を含む。）等に対する罰則規定を設けることが適当である。

罰則の対象及び量刑については、基本的に国の刑罰体系との整合を図るべきであることから、行政機関法の規定に準じたものとするのが適当である。

### [改正]

- 職員、職員であった者及び受託業務従事者、従事していた者等に対する罰則規定を設ける。

#### （罰則の概要）

正当な理由なしに個人の秘密事項が記録された電算処理ファイルを提供

..... 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

業務で知り得た個人情報を不正利益を図る目的で提供、盗用

..... 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

職権を濫用して職務以外の目的で個人の秘密事項が記録された文書等を収集

..... 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

#### （改正後）第49条～第51条

##### （罰則）

第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第 50 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第 51 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- ・ 偽りその他不正の手段により開示を受けた場合は、開示手続の適正化を担保する必要があることから、行政機関法と同様に秩序罰である過料を科すこととし、量刑については、条例における上限である 5 万円以下とする。

(改正後) 第 52 条

第 52 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

- ・ 愛媛県個人情報保護審議会（（改正後）愛媛県情報公開・個人情報保護審査会）委員の守秘義務違反に対する罰則（1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金）は、改正前の情報公開法における情報公開審査会委員の罰則の例によるものであるが、「情報公開・個人情報保護審査会設置法」(平成 15 年法律第 60 号。以下「審査会設置法」という。)では、改組された情報公開・個人情報保護審査会の委員に対する罰則は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に引き上げられており、審査会設置法との整合を図るため、罰金を「50 万円以下」に引き上げる。(愛媛県情報公開条例で規定)

〔愛媛県情報公開条例〕

第 2 節 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会

(罰則) 第 37 条

「第 22 条第 5 項 (委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

## 第6 審議会の統合

個人情報の開示決定等に係る不服申立て事案の調査審議等を行う個人情報保護審議会と公文書の公開決定等に係る不服申立て事案の調査審議を行う公文書公開審査会とを統合することが適当である。

[改正]

- ・ 個人情報保護審議会と公文書公開審査会とを統合する（愛媛県情報公開・個人情報保護審査会を設置）。

## 第7 その他

個人情報保護条例の改正に伴い、情報公開条例においても、所要の規定改正を行う必要がある。

[改正]

- ・ 個人情報保護条例の改正に伴い、個人情報保護制度と情報公開制度との整合を図るため、愛媛県情報公開条例においても所要の改正を行う。

### 1 非公開情報の見直し（第7条第2項関係）

（1）「国等関係情報」を削除の上、「審議検討情報」及び「事務事業情報」に整理・統合。

（2）「審議検討情報」及び「事務事業情報」の「国等」の表記について、「独立行政法人等」及び「地方独立行政法人」を追加。

### 2 裁量的公開規定の新設

（改正後）第9条

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

### 3 審議会の統合に伴う規定の整備

